

## 各国における法医学解剖等の比較

	日本	米国 (ワシントン州キング郡)	英国 (イングランド&ウェールズ)	ドイツ (ハンブルク州)	オーストラリア (ビクトリア州)
所管官庁	警察庁・法務・厚生省	公衆衛生部局	司法省	刑事訴訟法:司法省 埋葬法:州保健省	司法省
制度の目的	犯罪捜査・公衆衛生	死因究明・公衆衛生	死因究明・公衆衛生等	犯罪死見逃し防止 公衆衛生等	死因究明・公衆衛生等
死因究明の責任主体等	検察官・監察医・法医	メディカルエグザミナー (以下「ME」という。)	コローナー	警察	コローナー
死因決定者	法医医師	ME、医師	コローナー	医師	コローナー
検案のダブルチェック体制	なし	火葬の場合は、死亡証明書及び火葬承認申請書をMEが審査	医師作成の死因証明書を別の臨床医が確認証明、更に、火葬場専属の判定医がチェック	死体についておよび死亡診断書について再検案、再審査あり	なし
届出死体の法医学的調査(実施率)	不明 注1	約21.5%	約45.8%	約80%	100%
CT検査等死後画像診断	不明 注1	ほとんどなし (費用が高額であるため)	コローナーが必要と認めた場合	全解剖死体及び 必要性のある検案死体 (異状死体の約25%)	全異状死体に実施(予備検査として法律で義務付け)
死後画像検査の実施主体	放射線科医及び法医	放射線科医	コローナーが指定 (コローナーにより異なる)	法医放射線医及び法医	放射線科医
解剖決定者	国は裁判官、 地方自治体は監察医等	ME	コローナー	裁判官 法医学研究所の長 遺族の依頼	コローナー
遺族の意向の反映方法	解剖の種類により拒否権あり	拒否権なし	拒否権なし	あり(学術解剖の承諾等)	拒否権あり
解剖実施機関	法医学教室・監察医務院等	MEオフィス	なし(医師個人が病院・遺体安置所の解剖施設で実施)	ハンブルク大学法医学研究所	ビクトリア法医学研究所
全死体の解剖率	1.6%	9.2%	21.1%	5.8%	7.6%
解剖率(異状死体比)	11.2%	12.5%	45.8%	19.3%	53.5%
人口100万人当たりの法医数(人)	1.3	3.2	14.5	6.3	2.0
薬毒物検査実施率	犯罪の疑いがある死体	全解剖死体	犯罪の疑いがある死体については、基本的に実施	全解剖死体	全異状死体
死亡証明の名称及び作成者	死亡診断書(医師)	死亡証明書(ME及び医師)	死亡証明書(コローナー)	死亡診断書(医師又は法医)	死亡証明書(コローナー)
死亡証明の遺族の費用負担	死亡診断書 5,000円	死亡証明書料 2,100円	原則なし	原則なし	原則なし
死因等に関する情報の遺族説明	警察官	ME事務所の遺族支援要員 (保安官、ソーシャルワーカー等)	コローナー(審問公開)犯罪死体に関しては、警察も担当	警察及び法医学研究所	法医学研究所の法医看護師
死因等に関する情報の社会還元	低い	死亡に係る機関等への情報提供	死因統計 同様の死の再発防止のため、関係機関等に報告	正確な死因統計	再発防止のため、関係機関等に報告(報告を受けた機関等は3か月以内に回答義務)

注1 特別にデータとして把握されていない

「犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方」に関する研究会の報告書を要約